

○農林水産省告示第百十七号

農業保険法施行規則（平成二十九年農林水産省令第六十三号）第九十一条第一項の規定に基づき、令和四年産の水稻及び陸稲に係る同項の農林水産大臣が定める二以上の金額を次のように定める。

令和四年一月二十六日

農林水産大臣 金子原二郎

一 令和四年産の水稻に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として農業保険法施行規則（以下「規則」という。）第九十一条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額

次の表の上欄に掲げる区分ごと及び同表の中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業保険法（昭和二十二年法律第百八十五号）	

第百三十六条第一項の規定により農林水産大臣が定めた区分		地域					
一類、四類及び七類（飼料用、バイオ燃料用及び米粉用以外の用途である水稻に限る。）	北海道の区域	二一三元	一九二元	一七〇円	一四九円	一二八円	一〇七円
	青森県の区域	一九三元	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
	岩手県の区域	二〇三元	一八三元	一六二円	一四二円	一二二円	一〇二円
	宮城県の区域	二〇七円	一八六円	一六六円	一四五円	一二四円	一〇四円
	秋田県の区域	二〇三元	一八三元	一六二円	一四二円	一二二円	一〇二円
	山形県の区域	二一一円	一九〇円	一六九円	一四八円	一二七円	一〇六円
	福島県の区域	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円	一〇〇円
	茨城県の区域	二〇一元	一八一円	一六一円	一四一元	一二一元	一〇一元
	栃木県の区域	二〇一元	一八一円	一六一円	一四一元	一二一元	一〇一元

一キログラム当たり共済金額の範囲

群馬県の区域	一九三円	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
埼玉県の区域	一九七円	一七七円	一五八円	一三八円	一一八円	九九円
千葉県の区域	一九七円	一七七円	一五八円	一三八円	一一八円	九九円
東京都の区域	一七三円	一五六円	一三八円	一二一元	一〇四円	八七円
神奈川県 の区域	一七三円	一五六円	一三八円	一二一元	一〇四円	八七円
新潟県の区域	二二九円	二〇六円	一八三元	一六〇円	一三七円	一一五円
富山県の区域	二二二元	一九一元	一七〇円	一四八円	一二七円	一〇六円
石川県の区域	二〇七円	一八六円	一六六円	一四五円	一二四円	一〇四円
福井県の区域	二〇九円	一八八円	一六七円	一四六円	一二五円	一〇五円
山梨県の区域	二四四円	二二〇円	一九五円	一七一円	一四六円	一二二元
長野県の区域	二一一円	一九〇円	一六九円	一四八円	一二七円	一〇六円
岐阜県の区域	二〇六円	一八五円	一六五円	一四四円	一二四円	一〇三円
静岡県の区域	二一二円	一九一元	一七〇円	一四八円	一二七円	一〇六円

愛知県の区域	一九九円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	一〇〇円
三重県の区域	二〇六円	一八五円	一六五円	一四四円	一二四円	一〇三円
滋賀県の区域	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円	一〇〇円
京都府の区域	二〇九円	一八八円	一六七円	一四六円	一二五円	一〇五円
大阪府の区域	一九六円	一七六円	一五七円	一三七円	一一八円	九八円
兵庫県の区域	一九三円	一七四円	一五四円	一三五円	一一六円	九七円
奈良県の区域	一九九円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	一〇〇円
和歌山県の区域	一九七円	一七七円	一五八円	一三八円	一一八円	九九円
鳥取県の区域	一九八円	一七八円	一五八円	一三九円	一一九円	九九円
島根県の区域	二〇六円	一八五円	一六五円	一四四円	一二四円	一〇三円
岡山県の区域	二〇〇円	一八〇円	一六〇円	一四〇円	一二〇円	一〇〇円
広島県の区域	一九九円	一七九円	一五九円	一三九円	一一九円	一〇〇円
山口県の区域	一九七円	一七七円	一五八円	一三八円	一一八円	九九円

三類、六類及び七類（米粉用である水稲に限る。）	全国の区域	七六円 六八円 五九円 五二円 四二円 三四円 二五円 一七円
-------------------------	-------	---------------------------------

二 令和四年産の陸稲に係る一キログラム当たり共済金額の範囲として規則第九十一条第一項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額

一七三円 一五六円 一三八円 一二二円 一〇四円 八七円

附 則

この告示は、公布の日から施行する。